

○内閣府告示第千四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 八戸ワイン産業創出特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 八戸市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千四百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 花巻市
- 二 構造改革特別区域の名称 花巻クラフトワイン・シードル特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 花巻市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南陽市
- 二 構造改革特別区域の名称 ぶどうの里なんようワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南陽市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県南会津郡南会津町
- 二 構造改革特別区域の名称 南会津町果実酒特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福島県南会津郡南会津町の区域の一部（田島地域）（詳細は内閣府において  
閲覧に供する。）

- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本  
方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浜松市
- 二 構造改革特別区域の名称 伝承の里みさくぼ どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 浜松市の区域の一部（水窪町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千四百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県及び橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村
- 二 構造改革特別区域の名称 飛鳥認定通訳ガイド特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二二九）

○内閣府告示第千四百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県久米郡美咲町
- 二 構造改革特別区域の名称 米と果実の郷「美咲町」どぶろく・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岡山県久米郡美咲町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千四百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高松市
- 二 構造改革特別区域の名称 塩江町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高松市の区域の一部（塩江町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））



○内閣府告示第千百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 壱岐市
- 二 構造改革特別区域の名称 実りの島壱岐どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 壱岐市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））